

起因物（小）別コードno.214 エレベータ、リフト労働災害発生状況

業種別エレベータ、リフト労働災害発生状況（1999-2021年）

業種	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
010101 肉製 品、乳 製品製 造業			1	2		1	2	1	1	2	2	4		1	3	4	1		2	1	1	2	31	
010102 水産食 料品製 造業			6	4		4	6	5	6	4	4	2	1	3	4	1	2	3	2		1	1	59	
010103 農業保 存食料 品製造 業			2			1	3			1	1		1	2	1	1		1		1	1	1	16	
010104 パン、 菓子製 造業			2	2		7	3	9	2	2	11	1	4	4	4	3		2	3	1		3	63	
010105 酒類製 造業				1					1						2	1							5	
010106 飲料 （酒類 を除 く）製 造業			2	1		1				1	1	1		1	1	2	1	1	1	1	2		16	
010109 その他 の食料 品製造 業			21	14		11	18	19	15	16	10	11	11	9	16	12	5	9	9	10	6	11	233	
0101 食料品 製造業			34	24		25	29	37	25	25	29	20	16	19	32	24	10	15	18	14	9	18	423	

011109 その他の 非鉄金 属製 造業						1	2	1					1									5	
0111 非鉄金 属製 造業		2				1	2	1					1			2		1	1		1	12	
011201 洋食 器・刃 物製 造業								1														1	
011202 ねじ等 製造業						1				1		1										3	
011203 金属プ レス製 品製 造業							3					1		2					1			7	
011204 めっき 業		1		1			1	1	1			1			1				1	1		9	
011209 その他 の金属 製品製 造業		4		10		6	6	8	5	4	3	4	3	3	3		4	4	5	3	1	4	80
0112 金属製 品製 造業		5		11		7	10	10	6	5	3	7	3	3	6		4	4	6	5	1	4	100
011301 機械 (精密 機械を 除く)		8		6		4	6	9	4	2	9	1	2	3	1	3		3	3	7	3	1	75

030103	地下鉄 建設工 事業																				
030104	鉄道軌 道建設 工事業								1												1
030105	橋梁建 設工事 業																				
030106	道路建 設工事 業																				
030107	河川土 木工事 業																				
030108	砂防工 事業																				
030109	土地整 理土木 工事業															1					1
030110	上下水 道工事 業								1												1
030111	港湾海 岸工事 業																				
030199	その他 の土木 工事業							1	1									1			3

0301	土木工 事業						1	1	1	1		1				1		1	1			8		
030201	鉄骨・ 鉄筋コ ンク リート 造家屋 建築工 事業		17		14		7	12	10	12	8	2	8	8	6	10	8	6	7	4	6	6	6	157
030202	木造家 屋建築 工事業		3		2		1	1	1	2	3	1	1	1		2		1					19	
030203	建築設 備工事 業		3		4		1	5		2		1	3	2		4		2		1	3	4	35	
030209	その他 の建築 工事業		5		3		7	6	2	1	3	1	4	2	3	1	4	2	2	2	2	1	1	52
0302	建築工 事業		28		23		15	24	13	14	15	6	14	14	12	11	16	10	11	7	9	10	11	263
030301	電気通 信工事 業		2		1		1		1	1			1		1					1		1	10	
030302	機械器 具設置 工事業		11		3		8	4	5	8	5	2	5	5		4	5	5		6	2	6	2	86
030309	その他 の建設 業－そ の他		3		4		1	1		1		2	2	3		2	2		1	1	3	3	3	32

0303 その他の建設業			16		8		10	5	5	10	6	4	7	9		7	7	5	1	7	6	9	6	128
03 建設業			44		31		25	30	19	25	22	10	22	23	12	18	23	16	12	15	16	19	17	399
040101 鉄道・軌道業			1								1								1		1	4		8
040102 水運業																								
040103 航空業													1	1				1						3
0401 鉄道・軌道・水運・航空業			1								1		1	1				1	1		1	4		11
040201 ハイヤー・タクシー業					2						1	2		1	1	1	1			1	1	1	1	13
040202 バス業							1						1		1				1					4
040209 その他の道路旅客運送業											1													1
0402 道路旅客運送業					2			1		1	1	2	1	1	2	1	1		1	1	1	1	1	18
040301 一般貨物自動車運送業			17		19		17	15	16	14	17	9	7	10	17	13	11	10	11	11	13	3	16	246

業																								
0901 金融業			3		1		2	1	2	1	2	3	3	1	1			1	1	1		2	1	26
090201 旅行業																								
090209 その他 の広 告・ あっせ ん業							3			2			1	1						1			8	
0902 広告・ あっせ ん業							3			2			1	1						1			8	
09 金 融・広 告業			3		1		5	1	2	3	2	3	4	2	1			1	1	1	1	2	1	34
100101 映画製 作・配 給業																								
100102 映画館																								
100109 その他 の映 画・演 劇業								2							1								3	
1001 映画・ 演劇業								2							1								3	
10 映 画・演 劇業								2							1								3	
110101 通信業					1		4	5	4	6	2	3	2	8	2	1	4	2	3	4	1	1	1	54
1101					1		4	5	4	6	2	3	2	8	2	1	4	2	3	4	1	1	1	54

160101	官公署																								
1601	官公署																								
16	官公署																								
170101	派遣業																								
1701	派遣業																								
170201	警備業																								
170202	情報処理サービス業																								
170209	その他		2	1	2	1		2		2	1	1	1			1	4	2	1	1		1	23		
1702	その他の事業		2	1	2	1		2		2	1	1	1			1	4	2	1	1		1	23		
17	その他の事業		2	1	2	1		2		2	1	1	1			1	4	2	1	1		1	23		
0	全産業	9	13	17	11	17	6	8	13	14	11	9	8	13	11	1	6	9	14	7	4	3	3	6	213

出典：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/anst00.htm> (MHLW, Japan)

エレベータ、リフトを起因物（小）とする死亡災害事例（2012-2020年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	業種 (小) コード	事故 の型 コード	労働 者規 模
		9	被災者はエレベーター搬器の天井部分と3階床部との間にうつ伏せで上半身を搬器内に入れた状態で挟まれ、救急搬			10～

2012	5	～ 10	送先の病院で死亡した。なお、扉には開閉リミットスイッチは付いておらず、扉が開いた状態であった。	80109	7	29
2012	3	13 ～ 14	エレベーターの改修工事中、搬器上の配線作業の必要上搬器上部が3Fフロアから約30センチ、搬器下部を2Fフロアから約1.5m上部にある状態で搬器を止めて3Fのフロア上の作業者と搬器上の作業者2名で同配線作業を行っていた際、2Fのフロアのエレベーター前で計器（押しボタン）の交換を行っていた作業者が、扉を約30cmほどあけた状態で固定したため、開口状態となった昇降路から墜落した。	30302	1	1～9
2012	2	10 ～ 11	給食場の簡易リフト（床面積1平米、高さ約1m、積載荷重300kg）の昇降用ワイヤの交換作業中、ワイヤを固定するワイヤクリップの本締め作業前に、当該ワイヤを緊張させるため、最上階（5階）にあった搬器を固定していた台付ワイヤを取り外し約20cm下降させたところ、昇降用ワイヤがカウンタウエイト側の取付ボルトから脱落して当該搬器がピットまで自由落下し、ピット内にいた被災者に激突した。	30203	4	1～9
2012	8	11 ～ 12	被災者は同僚とともに、立体駐車場で15段目のパレット上で鉄骨などのボルトにさび止めの塗装をする作業を行っていた。その後、同僚が他の作業員を迎えに行くため昇降装置に乗り、地下1階まで下降させ、待っていた作業員を乗せて再び15段目のパレットの所まで上昇させたところ、被災者が15段目のパレット上でカウンターウエイトの防護カバーにもたれ掛って倒れていたのを発見した。	30201	7	10～ 29
2012	2	10 ～ 11	被災者は業務用エレベーターを使用して1階から地下部分に椅子を運搬する作業を行っていたが、エレベーター昇降路内（地下1階部分）で倒れているのを発見され、救急搬送先の病院にて死亡が確認された。	150101	1	100 ～ 299
2012	6	10 ～ 11	3階建の建物に設置されている機械室のないタイプのエレベーター（積載荷重約1t）の地震感知器の点検作業をピット内で行っていたところ、作動確認のため搬器を2階から3階に上昇させた際、降りてきたカウンターウエイトとレールブラケットに胸部を挟まれて被災した。	30309	7	1～9
2012	10	14 ～ 15	人荷用エレベーターの扉が開き乗ろうとした際、搬器が急に上昇したため、高くなった搬器の床につまずき転倒、上半身が搬器内にある状態でそのまま上昇し、搬器の床と入口の上枠との間にはさまれた。	150101	7	300 ～
2012	12	23 ～ 24	店内ホール系の被災者は、手が空いた時間をみて1階から3階までの配膳用の小型昇降機搬器内の清掃を行うこととした。被災者は、1階で扉を開けて搬器内に洗剤を吹きかけ、上半身を搬器内に入れて雑巾で搬器の床面を拭いていたところ、小型昇降機の扉が開いたまま搬器が上昇し、搬器の床と積み下ろし口上部のわくとの間に肩と胸を挟まれて死亡した。	140209	7	10～ 29
2012	3	13 ～ 14	被災者は当該建設現場内に設置された工事用エレベーターの調整作業を行っていた。被災者がピット内に残り、同僚が搬器上でエレベーターを操作し、搬器を上昇させたところ、被災者は下降してきたカウンターウエイトと鉄骨梁に腹部を挟まれ死亡した。	30302	7	100 ～ 299
2012	3	15 ～ 16	被災者は1階にある操作盤により、2階に停止中の荷物用昇降機を作動させたところ、不具合により2階から1階へ搬器が降りてこなかった。被災者は点検を行うため2階から搬器へ乗り点検を行っていたところ、突然に搬器が落下したため、1階へ墜落した。	10602	1	10～ 29
2012	12	11 ～ 12	被災者は配達先に設置されているエレベーターを2階から下降させようとしたところ、2階床面と搬器の隙間に台車の車輪止めに使用していた角材が挟まり搬器が下降しなかったため、配達先の労働者が当該角材を取り除く作業を行った。その際、被災者が搬器内部に上半身を入れた状態で当該作業を見ていたところ、その角材が取り除かれた瞬間に搬器が落下し、搬器の天井部分と2階床面との間に挟まれた。	10602	7	30～ 49
		14	被災者は、染色した生地を載せる空の台車を、工場の北側にあるエレベーターで3階から1階に下ろす作業中、3階のエレベーターの入り口（高さ6.4m）から墜落した。尚、エレベーターには戸があり、本来安全装置により			30～

2013	9	～ 15	戸は10cmほどしか開かないが、当該安全装置は容易に解除が可能であり、解除することで、戸は完全に開くことが可能であった。	10204	1	49
2014	12	8 ～ 9	被災者ら2名はテーブルリフターが設置されたピット内に入った際、何らかの理由によりテーブルが下降し、胴体がテーブルとピット側壁の間に挟まれた。	10409	7	10～ 29
2014	12	8 ～ 9	被災者が3階から1階へ荷物用エレベーターで空段ボール箱を降ろす作業中、空段ボール箱が1階に降りてこないため、1階の同僚が3階まで上がったところ、昇降路の囲いと搬器の囲いの間に頭部を挟まれた状態の被災者が発見された。	11709	7	1～9
2014	8	～ 14	タイヤ倉庫内にて、荷物用エレベーターの搬器にタイヤを複数本を乗せ、搬器に乗った際、被災者の身体の胸部から上が昇降路囲いの開口部から外にはみ出る姿勢になったため、搬器の床面と倉庫2階床裏面の間に胸部を挟まれた。	80209	7	1～9
2014	8	21 ～ 22	自動車のアルミ製エンジン部品を製造中、専用リフトによりアルミ原料を積載した専用のバケットを、床から約3mの高さにある溶解炉ホッパーまで引き上げ、投入していた際、バケットが下降しない為、専用リフト内部に立ち入ったところ、バケットが落下。被災者に激突した。	11502	6	100 ～ 299
2014	6	9 ～ 10	弁当の宅配中、エレベーターを使用し弁当を運搬していた際、2階へ上げた弁当をエレベーターから運びだそうとしたところ、エレベーターの搬器に囲いがなく、エレベーターの搬器床面と昇降路壁との間の開口部から1階へ転落した。	80209	1	30～ 49
2014	3	8 ～ 9	工場2階にある簡易リフトにスポットクーラーを積み込む作業をしていたところ、簡易リフトが吊り具から外れ、落下。はずみで被災者が体勢を崩し、昇降路から1階へ墜落した。	10609	1	1～9
2015	5	5 ～ 6	被災者が工場2階において製造したパンが入られたラックを荷物用エレベーターを使用し1階に移動させようとしたところ、当該エレベーターの2階昇降路開口部から4.07m下の1階に墜落したものの。災害発生後から意識不明状態が続き、平成27年5月22日14:00に死亡。	10104	1	30～ 49
2015	12	9 ～ 10	リフトを用いて原料を2階へ搬送する際、搬器と昇降路との間に原料袋が挟まったため、被災者は搬器を一旦非常停止させたものであるが、その後搬器を下降させたまま搬器内に上体を入れ、原料袋を取り外そうとしていたところ、搬器と柵との間に頸部を挟まれたもの。	10109	7	300 ～ 499
2015	4	11 ～ 12	6階建てのビル解体工事現場において、解体ガラを搬出するための開口部を設けようと、既設のエレベーターの撤去を行っていた。被災者が1階部分に停止している状態の搬器上で巻上げ用ワイヤーロープ端部の取付け金具（ロッド：6本）をガス溶断した際、搬器が数十センチ落下したことによりバランスを崩し、カウンターウェイト側に墜落。落下してきたカウンターウェイトの下敷きになり死亡したものの。	30209	4	1～9
2015	12	13 ～ 14	被災者は、一般的に「テーブルリフター」を呼ばれるリフトに使用されている油圧シリンダーの油漏れ補修作業を行っていた。午前中にパッキンの交換を終え、昼休憩後に片づけ作業を始め、リフトが不意に落下しないように設置していたチェーンブロックを外したところ、リフトが落下し、その下敷きとなり、頭部圧迫骨折で死亡したものの。木製の安全ブロックを設置していたが、負荷に耐え切れず外れていた。	30309	7	1～9
2015	3	～ 14	顧客先の荷物用昇降機（積載荷重200kg表示）のモーターを交換するために、点検・確認作業を行っていたところ、モーターと巻き上げ機の軸継手が破損し、破片が点検作業員である被災者の頭部に激突したものの。（単独作業であった）	80109	4	30～ 49
		14	倉庫内2階にて、製品を梱包した箱を台車に乗せてエレベーターで1階まで移動させようとエレベーターの扉を開			10～

2015	3	15	けたところ、搬器が3階にあったため、前方開口部から台車ごと1階エレベーターピットに墜落し（高さ4.3メートル）、死亡したもの。	80109	1	29
2015	10	16 ~ 17	2階建ての工場にて、派遣社員である被災者は、2階でプラスチック容器の出荷準備作業を行っていた。同僚に、エレベーター（搬器に扉の無い構造）でプラスチック容器を1階まで運ぶよう指示した。同僚は搬器に容器を積載し、自ら下降の押しボタンを押して搬器に乗り込み降下したところ、被災者が搬器を覗き込み、2階床面と搬器の上枠に頭部を挟まれたもの。工場の業種は、その他の事業。	170209	7	1~9
2015	7	9 ~ 10	鋼製搬器を電動チェーンブロックで吊り下げ、昇降路内を上下して荷を運搬する装置を使用し、製品用容器を作業場2階に運搬する作業において、搬器を1階に降ろす操作をしたものの搬器が下がって来なかったため、状況の確認に作業場2階に上がった被災者が、2階床と搬器に挟まれ死亡したもの。当該装置の建物側出し入れ口の扉にはインタロック有り、扉ロックなし。搬器出し入れ口には、下1/3に扉有、ロック装置等なし。	10104	7	1~9
2015	2	9 ~ 10	簡易リフトの搬器底部と壁面の間にゴミが挟まり、2階床面から搬器が少し下降した状態で動かなくなったため、被災者は2階床面にうつ伏せになり、上半身を簡易リフトの昇降路に入れて挟まったゴミの除去を行っていたところ、搬器が落下し、搬器上部のフレームと2階床面の間に頸部を挟まれた。平成27年3月10日未明、収容先の病院で死亡したもの。	10301	4	10~ 29
2016	12	19 ~ 20	6階建てマンションのエレベーターピット内において、管理人から依頼のあったエレベーターの異音の確認中、つり合いおもりと巻上機、また、その横にあるつり合いおもりのバネ状の緩衝器との間に上半身及び頭部を挟まれ、被災した。	11702	7	30~ 49
2016	12	18 ~ 19	被災者がスーパーのバックヤードに設置された簡易リフトを使用し、商品のしめ縄を台車に載せて1階から2階へ搬入する作業を行っていたところ、2階部分で台車が昇降路内側に引っかかり、1階に降りなくなった。そのため被災者は2階に上がり、積降口の戸および搬器の戸を開けたうえ、頭を搬器の中に入れて、台車を動かしたところ、搬器が降下し、被災者の頸部が2階床面と搬器天井部に挟まれた。	80209	7	30~ 49
2016	11	9 ~ 10	油圧式エレベーターの油圧シリンダーに接続しているホースから油漏れがあるとの修理依頼を受けて、被災者は代表者とともに災害発生場所に出張した。被災者単独で昇降路内に入り修理作業を行っていたところ、搬器が降下してピットと搬器に挟まれ死亡した。	11702	7	1~9
2016	9	8 ~ 9	道路建設工事現場において、被災者は、道路端の高欄（コンクリート製囲い）の計測作業をしていた。作業場所の周囲には、工事用ラック式エレベーターが設置されており、被災者が高欄をよじのぼり、エレベーター搬器の下に頭を入れて計測していた時、別の請負作業員がエレベーターの下降操作をし、エレベーター搬器と高欄の間に挟まれ、そのままエレベーターピット9.9m下に落下した。	170209	7	1~9
2016	8	15 ~ 16	マンション新築工事現場において、ロングスパン工事用エレベーターを使用して、13階に上がったところ、ロングスパン工事用エレベーターの床先と躯体との間隔が48cm開いていたため、その部分から約38m下の1階の地面に墜落した。	30201	1	1~9
2016	4	22 ~ 23	被災者は、加工場の1階でエレベーターの搬器上に脚立をたて、壁につり下げられていたドリルを取り、脚立から搬器上に降りたところ、搬器を電動チェーンブロックで吊っていた鋼材の溶接部が外れ、搬器とともに地下1階まで墜落し被災した。	30209	1	1~9
2016	4	8 ~ 9	被災者は、1階から2階に上昇していたエレベーターが途中で停止したため、エレベーターの動力を切り、2階の昇降路の扉を開け、上半身だけ搬器に入り、停止した原因である積み荷の引っ掛かりを取り外していたところ、搬器が落下したため、搬器の天井と2階の床先との間にはさまれた。	80209	7	30~ 49
		10	マンションに設置されたエレベーターについて、振動音がするとの申し出に基づき点検作業を行っていた。ピット内に被災者が入り、同者が搬器内の作業員に搬器を上昇させるよう指示を出した後、約39cm搬器が上昇した段			30~

2016	3	11	階で搬器が停止した。その約5分後に搬器内にいた作業者が搬器から出て昇降路ドアの隙間からピット内を見たところ、被災者が搬器とピット壁との間にはさまれていることを発見した。	170209	7	49
2016	2	9 10	被災者は、病理検査を行う事業場（12号）及び薬品販売を行う事業場（8号）が入居する建物内に設置されたエレベーターのメンテナンス作業を行うためにエレベーターピット内に入ったところ、搬器（幅約1.5m×1.5m高さ約2m）が落下し、その下敷きとなった。	11702	4	1～9
2016	2	16 17	介護老人福祉施設内に設置されたエレベーターのピット内において点検作業を行っていた被災者が、当該エレベーターの釣合い重りと緩衝器の間にはさまれた。	170209	7	10～29
2016	2	8 9	午前8時20分頃、本件被災者が倉庫内で死亡しているのを、被災者よりも遅れて倉庫に到着した同僚労働者が発見した。発見時の被災者の状況は、エレベーターに載せられたパレットの端に、衣服が引っかかり、頭部を下にしてぶら下がっている状態であったもの。	40301	7	30～49
2016	2	9 10	被災者が、木材圧着用ホットプレス機前面に設置されたテーブルリフターの油圧シリンダーの修理作業を地下ピット内部で行っていたところ、当該テーブルリフターが不意に下降し、身体を機械に挟まれた。	10409	7	10～29
2016	1	16 17	漁港において、養殖場に行った船から、余ったえさ袋（1袋20kg）を43袋岸壁に設置された荷物昇降設備（電動ウインチで昇降するもの。積載荷重2トン。）に積卸した。その後、被災者ほか1名は荷物昇降設備に乗り移り別の作業員がボタン操作し引き上げていたところ、電動ウインチが脱落して被災者の頭部に直撃した。	70209	4	1～9
2016	1	12 13	荷物搬送用エレベーターの点検作業を行っていた被災者が搬器の上端の梁と2階エレベーター出入り口部の上部との間に上半身と右足を挟まれた状態で発見された。	170209	7	1～9
2017	10	22 23	被災者は工場3階にて、1人で食品サンプルの整理を行っていた。被災者が終業時間を過ぎても職場に戻って来ないため、同僚らが探したところエレベーターピット内で倒れているのを発見した。当該エレベーター昇降路の3階扉が開いたままで、搬器が1階に停止した状態であったことから、3階の開いた扉から8m下のピット内に墜落したと思われる。	10109	1	10～29
2017	10	12 13	被災者は、工場1階エレベーター出入口内に停止しているエレベーター搬器上で倒れている状態で発見され、病院搬送後間もなく脳挫傷により死亡した。被災者は、工場2階エレベーター出入口から製品の入った段ボール箱をエレベーター搬器に載せようとした際、搬器が工場1階に停止していることに気付かず、誤って3.7m下の搬器上に墜落したものと推定される。	10602	1	10～29
2017	9	12 13	病院内の入院患者用の食事を運搬するために設置された小荷物昇降機（停止階4、5、6、7階）の不具合を確認するため、5階の荷の積卸口において戸を全開にして、搬器を50～60センチ下げた状態で、頭部から胸部を昇降路内に入れていたところ、上昇してきた搬器の上部と荷の積卸口にはさまれ、頸椎を骨折し、死亡した。	170209	7	1～9
2017	6	12 13	既設機械式立体駐車場の定期点検作業中、被災者が車両昇降装置のフレームに搭乗した状態での上昇中、フレームと躯体内壁の鉄骨との間に頭部を挟まれた。その結果、被災者の頭部が切断し、約7.9m下のピットまで胴体とともに落下した。	170209	7	1～9
2017	3	16 17	被災者が終業時間になっても事務所に帰ってこないため、同一敷地内の別会社の労働者が作業場所に探しに行ったところ、堆肥化発酵装置の上部にあるバケット巻上ドラムに巻き込まれた被災者を発見した。	150102	7	1～9
		18	店舗内において、被災者がソファー約20脚を、エレベーターに載せ、2階に搬入する作業を行っていた。最初に4			10～

2017	2	19	つのソファを1階でエレベータに積み込み、2階でソファを3脚下ろし、4脚目のソファを下ろす際、1階の搬入口側の搬器の開口から約5m下の床面に被災者が墜落して死亡した。	80209	1	29
2017	1	18	自動車整備場内において、積載形トラッククレーンを載せた四柱式リフト（作業者の立ち作業用の車両を上昇させる装置）が、高さ約1.6mの位置で故障してロックがかかったため、ロック箇所を調べていたところ、当該リフトの前方が下がり、リフト上の積載形トラッククレーンが動き出して被災者に激突し、壁にはさまれた。	11701	6	1～9
2018	11	20	事業場の3階にある製品倉庫から簡易リフトを使用して1階に製品を降ろしていたところ、何らかの理由で、荷卸し口の柵の外側から下降する搬器内に身を乗り出し、当該簡易リフト搬器内の天井と荷卸し口の柵の間にはさまれた。	80109	7	10～29
2018	9	14	空港内に設置された1～2階停止の乗用エレベーターの法定検査中、隣接するエレベーターの異音確認と対処を行うこととした。被災者は、昇降路ピット内に入りかご内の補助者に対し、低速で複数回昇降させたが、異音は再現できなかった。被災者は補助者に通常運転で2階まで上昇するよう指示し、補助者が通常運転で2階に上昇させたところ、被災者は下降してきたカウンターウェイトと壁面との隙間に頸部をはさまれ死亡した。	170209	7	10～29
2018	2	10	弁当用のパック、箸等が保管されている2階建ての物置場において、被災者は2階（1階床面から2階床面の高さ2.015m）に置かれた弁当用のパックを取りに行くため、積載荷重100kgのポーリフトの搬器に乗り、1階から2階へ上昇していく途中で、搬器の手すりとは2階床面開口部の縁との間に胸部を挟まれ、外傷性下行大動脈損傷により死亡した。	80209	7	10～29
2018	2	12	被災者は、自動車の整備を行うため、2柱式のカーリフトを使用し1.8mの高さまで持ち上げ、車体の下に入り作業を行っていたが、車体を支えていたアームが外れ、車体が落下しその下敷きになった。	11701	4	1～9
2019	12	2	構内での部材・製品・原材料の運搬等を請け負っている業者の労働者が、3階の垂直搬送機の開口部（昇降路）から、1階に降りていた搬器（キャレージ）まで約9m墜落。垂直搬送機の搬入部分には安全柵と光線式のセンサーが、開口部の手前には自動開閉のシャッターが設けられている。垂直搬送機の運転は自動化されているが、手動に切り替えての操作も可能。	10801	1	30～49
2019	7	16	EV設置作業において、試運転及び調整作業を1名がピット内、1名が搬器内において行っていた際、ピット内作業員から、「搬器を2階位置に高速アップにて」上昇させるよう指示が出された。よって、搬器内作業員が指示どおり高速アップ（定常速度）したところ、搬器の上昇に伴って下降するカウンターウェイトとピット下部に取り付けた緩衝器との間にピット内作業員が挟まれ、死亡した。	30201	7	1000～9999
2019	2	14	エレベーターの年次点検作業中、巻上機より発せられる異音について、その原因を調べるため、ピット内にいた被災者が、搬器内にいた部下に指示を出し、搬器を上昇させたところ、下降してきたカウンターウェイトと建物梁により頭部をはさまれ死亡した。	170209	7	10～29
2020	11	12	被災者は仮設電源のケーブル敷設作業を行っていた。1階鉄骨天井へ番線固定する際に、工事用エレベーター外柵に足をかけ、工事用エレベーターの搬器上の手すりに墜落制止用器具のフックを掛け作業していたところ、工事用エレベーター起動し搬器が上昇して高さ約20メートルまで吊り上げられ、2階スラブに引っかかった。その際、装着していた墜落制止用器具により胸部を圧迫され窒息し死亡した。	30309	7	1～9
2020	5	16	車両整備工場のフロアリフトにて、廃油圧送ポンプのエアーコックレバーを操作するため、フロアリフトを下降させて圧送ポンプのレバーを手で動かそうとしていたとき、フロアリフトが上昇してしまい、床とフロアリフトの間に頭部を挟まれた。	11701	7	50～99
2020	5	12	火力発電所の定期検査にて使用する人荷用エレベーターが1階から1.35m上昇して停止したため、被災者が単独で脚立を使用し、脚立若しくはエレベーター柵に足を掛けて停止したエレベーターの搬器の扉にもたれて確認し	30309	1	1～9

14 いたところ、突然、エレベーターが上昇したため、被災者は、支えを失い墜落した。

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_02.html